◇新型インフルエンザ等対策推進会議令（政令第一三八号）（内閣官房）

1　組織（第一条関係）

㈠　新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。

㈡　会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。

2　臨時委員等の任命（第二条関係）

㈠　臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

㈡　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

3　委員の任期等（第三条関係）

㈠　委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

㈡　委員は、再任されることができることとした。

㈢　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されることとした。

㈣　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されることとした。

㈤　臨時委員及び専門委員は、非常勤とすることとした。

4　分科会（第四条関係）

㈠　会議に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、会議の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすることとした。

名　称	所　掌　事　務
基本的対処方針分科会	一　新型インフルエンザ等対策であって総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。 二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この㈠において「法」という。）第一八条第四項の規定により会議の権限に属させられた事項を処理すること。
医療及び公衆衛生分科会	医療の提供体制の確保に関する事項その他の医療及び公衆衛生に関する事項を調査審議すること。
社会経済活動分科会	法第二八条第一項第一号に規定する登録事業者の登録の基準に関する事項その他社会経済活動に関する事項を調査審議すること（医療及び公衆衛生分科会の所掌に属するものを除く。）。

㈡　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名することとした。

㈢　分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任することとした。

㈣　分科会長は、当該分科会の事務を掌理することとした。

㈤　分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。

㈥　会議は、その定めるところにより、分科会の議決をもって会議の議決とすることができることとした。

5　部会（第五条関係）

㈠　会議及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。

㈡　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、議長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名することとした。

㈢　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任することとした。

㈣　部会長は、当該部会の事務を掌理することとした。

㈤　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。

㈥　会議（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この㈥において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができることとした。

6　議事（第六条関係）

㈠　会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととした。

㈡　会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

㈢　㈠及び㈡の規定は、分科会及び部会の議事について準用することとした。

7　会議の運営（第七条関係）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定めることとした。

8　施行期日等

㈠　会議に、4の㈠の表の上欄に掲げる分科会のほか、当分の間、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、当該分科会の所掌事務は、会議の所掌事務のうち、同表の下欄に掲げるとおりとすることとした。（附則第二項関係）

名　称	所　掌　事　務
新型コロナウイルス感染症対策分科会	新型インフルエンザ等対策のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るものに関する事項を調査審議すること（基本的対処方針分科会の所掌に属するものを除く。）。

㈡　その他所要の改正を行うこととした。

㈢　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書（条約第一号）（外務省）

この議定書は、日本国に駐留する合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、二〇一六年一月二二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「特別協定」という。）の一部規定を改めることを目的としたものであり、その概要は次のとおりである。

1　特別協定第一条及び第二条中「二千二十年」を「二千二十一年」に改める。

2　特別協定第七条中「二千二十一年三月三十一日」を「二千二十二年三月三十一日」に改める。

3　この議定書は、日米両国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。この3の中段の規定にかかわらず、この議定書が二〇二一年三月三一日後に効力を生ずる場合には、日米両国は、この議定書が二〇二一年三月三一日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用する。